

豊川市情報政策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の情報政策の基本的な方針を定めるとともに、全庁的な情報化施策の推進と情報セキュリティ対策の向上を図るため、豊川市情報政策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報化施策に係る基本的事項に関すること。
- (2) 情報化施策に係る調達決定に関すること。
- (3) 情報セキュリティ対策における重要な事項の決定に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(最高情報統括責任者)

第3条 本市の情報化施策の考案、実現を統括するため、最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、企画部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

(最高情報統括責任者補佐)

第4条 CIOを補佐するため、最高情報統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という）を置く。

2 CIO補佐は、企画部長をもって充てる。

3 CIO補佐は、情報システムの調達等において、CIOに対して支援、助言等を行う。

(最高デジタル責任者)

第5条 本市のデジタル化施策を統括、企画立案するため、最高デジタル責任者（以下「CDO」という。）を置く。

2 CDOは、企画部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

(最高デジタル責任者補佐)

第6条 CDOを補佐するため、最高デジタル責任者補佐（以下「CDO補佐官」という。）を置くことができる。

2 C D O補佐官は、専門的な知識、技術又は経験を有する者のうちからC D Oが任命する。

3 C D O補佐官は、デジタル化施策の推進において、C D Oに対して支援、援助等を行う。

(組織)

第7条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、企画部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副本部長は、企画部長をもって充てる。

4 本部員は、本市の部長級の職にある職員(企画部長を除く。)をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第8条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部の会議は、本部員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第10条 本部に、必要な事項の調査、研究をさせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、作業部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長、副部会長及び部会員は、本部長が任命する。

6 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に対し、説明及び資料等の提出を求めることができる。

(情報化推進委員等)

第 1 1 条 本部が所掌する事務の全庁的な推進を図るため、本部に情報化推進委員及び情報化リーダーを置く。

2 情報化推進委員は、各課等の課長（課長を置かない課等にあつては、その職に相当する者）をもって充てる。

3 情報化リーダーは、情報化推進委員が指名する。

4 情報化リーダー相互の連携及び調整を図るため、情報化リーダー会議を設置する。

5 情報化リーダー会議は、企画部情報政策課長が招集する。

（庶務）

第 1 2 条 本部及び作業部会の庶務は、企画部情報政策課において処理する。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 9 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。